

覚醒剤研究者指定証記載事項変更届出書

覚醒剤取締法第12条第3項の規定により、覚醒剤研究者指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

山梨県知事 殿

指 定 証 の 番 号		第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
変 更 す べ き 事 項				
変 更 前	研 究 所 の 名 称			
	住 所			
	氏 名			
変 更 後	研 究 所 の 名 称			
	住 所			
	氏 名			